平成２５年（フ）第１０１０号
名古屋市港区本宮町７丁目26番地の３　レオパレス本宮公園201号
債務者　伊藤　伸世
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４２号
愛知県春日井市柏原町３丁目268番地　シエスタ柏原107号
債務者　木下　靖孝
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５０７号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅３棟104号
債務者　山田　千尋
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１０号
名古屋市緑区姥子山５丁目703番地　ディアス・しきた203号
債務者　布川　秀夫
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２２号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地３　９号棟207号室
債務者　鈴木　浩子（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
三重県伊賀市平野見能361番地の７
債務者　北村　長治
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第４９号
鳥取県境港市中野町192番地
債務者　景山　弘子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１０６号
山口県下関市幡生町２丁目３番25―203号　アーバンハイツ村上、前住所山口県下関市壇之浦町３番13号
債務者　松本めぐみ
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
愛媛県宇和島市伊吹町甲538番地９
債務者　今永　隆司
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５４０号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1408番地の１
債務者　米村　和洋
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４５号
宮崎県児湯郡新富町富田北２丁目21番地セジュール山西11―302
債務者　倉吉　将史
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２号
宮崎県日南市大字酒谷乙7668番地
債務者　田中　耕一
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
宮崎県都城市上川東１丁目11号10番地プライムハウス205号
債務者　浜月　鈴子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０６号
福島県郡山市富久山町久保田字三御堂15番地　三御堂ハイツ103号
債務者　齋藤　　学
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
広島県福山市大門町津之下280番地１　コーポ大門231号
債務者　花房　真美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１５６号
広島県福山市木之庄町３丁目３番36号　コーポトワ・エ・モア102
債務者　森下　公子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１５９号
広島県福山市沖野上町３丁目３番７号　津村アパート２Ｆ
債務者　森田　貢造
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係